特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２００５号

東京都江戸川区西瑞江３丁目24番地５
清算株式会社　アサヒ金属株式会社
代表清算人　野中　正夫
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１号

秋田県大館市字水門前75番地４
清算株式会社　株式会社水門前産業
代表清算人　大坂谷清人
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　略称

本協定においては、次のとおり用語を略称する。

（略称）

⑴　株式会社水門前産業　　清算株式会社

⑵　平成24年３月29日（特別清算開始決定日）　　基準日

⑶　一般債権弁済予定表　　別表

２　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権とし、同債権を有する者を債権者という。

３　債権の合算

本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何に関わらず、債権者ごとに全ての債権を合算して一つの債権とみなす。

４　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

５　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

基準日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は基準日における債権者の債権額を基準として行う。

６　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には、清算株式会社は当該弁済金を秋田地方法務局に供託することができる。

第２　協定債権の取り扱い

１　元本額の確認

債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して、基準日現在有している協定債権の元本が別表「債権元本額」欄記載の金額であることを相互に確認する。

２　権利の変更

債権者は、前項の債権元本を含む一般債権につき、以下の定めにより権利の変更を受ける。

⑴　本旨弁済

清算株式会社は、各債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日限り、基準日現在の清算株式会社の手持ち現預金残高金368万3025円から、公租公課合計金211万5400円及び必要な整理清算費用金10万円を控除した残額である金146万7625円を、以下のとおり、別表「一般債権配当基準額」の割合に応じて弁済する。

⑵　債務の免除

ア　債権者は、本協定認可決定確定日に、未収利息・遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

イ　債権者は、本旨弁済と同時に、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額から本旨弁済額を控除した一般債権元本残額を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

３　株式会社伊藤羽州建設に対する債務の特則

株式会社伊藤羽州建設は本協定認可決定の確定を条件として、一般債権を全額放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

４　追加弁済

本旨弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各債権者（但し、第３項に定める債権者を除く。）に対し、当該換価代金から公租公課その他必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、別表「一般債権配当基準額」欄記載の金額から本旨弁済額を控除した一般債権元本残額の割合に応じて追加弁済する。

この場合において、既になされた免除の効力は、追加弁済額の限度で、遡って効力を失うものとする。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

（別表省略）

秋田地方裁判所大館支部

会社整理終結

平成４年（ヒ）第２１０号

大阪市鶴見区横堤１丁目５番44号
整理会社　株式会社プレス技術研究所
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件整理手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第８号

大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
再生債務者　株式会社英田光カントリークラブ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満１丁目７番20号　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル３階　あかし法律事務所　弁護士　明石　法彦
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成24年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号

山口県萩市大字椿東字浦田5000番地
再生債務者　学校法人萩学園
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月31日から平成24年９月14日まで

山口地方裁判所

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第１０号

福岡市博多区山王１丁目14番８号
再生債務者　株式会社ニシヤマ
1　期日　平成24年７月23日午後２時30分
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議

平成24年６月26日

福岡地方裁判所第４民事部